

2010 年 神戸ユネスコ協会総会



日時：2010年6月5日（土）
場所：神戸市産業振興センター

主催：神戸ユネスコ協会

2010年 神戸ユネスコ協会総会 式次第

第一部 総会 司会：加藤憲一郎（神戸ユネスコ協会事務局長）

1. 開会挨拶 加藤 憲一郎 （神戸ユネスコ協会事務局長）
2. 来賓紹介 徳田 一彦 （神戸ユネスコ協会副会長）
3. 来賓挨拶 井上 隆文 様 （神戸市企画調整局参与／ユネスコ・デザイン都市担当）
上田 剛弘 様 （神戸市教育委員会事務局社会教育学部生涯学習課 課長）
山田 英男 様 （在大阪カンボジア王国名誉領事）
4. 会長挨拶 加藤 義雄 （神戸ユネスコ協会会長）
5. 議長選出
6. 審議事項
第一号議案 2009年度事業報告、承認の件
第二号議案 2009年度会計報告、承認の件
第三号議案 2010年度事業計画（案）承認の件
第四号議案 2010年度会計予算（案）承認の件
7. カンボジア井戸贈呈報告
8. 閉会挨拶 奥村 繁夫 （神戸ユネスコ協会副会長）

第二部 懇親会 司会：山口 正記

1. 開会挨拶 井口 晶夫 （神戸ユネスコ協会 理事・2010年度総会実行委員長）
2. 顧問挨拶 原 吉三 （神戸ユネスコ協会顧問／兵庫県議会議員）
3. 顧問挨拶・乾杯 守屋 隆司 （神戸ユネスコ協会顧問／神戸市議会議員）
4. 会食・懇談
5. マジックショー ラビット大谷 （神戸ユネスコ協会会員）
6. ミニコンサート ドリームベル （神戸ユネスコ協会理事 妹尾欣二、青木かおる）
7. 閉会挨拶 布施 典子 （神戸ユネスコ協会理事）

< 第一号議案 >

神戸ユネスコ協会 2009年度事業報告

(2009年4月1日 ~ 2010年3月31日)

日時	内容	場所・主催
2009年 4月: 2日 11日	総会実行委員会 定例理事会	
5月: 9日 9日 16日 23日 27日 30日	第18回評議員会 定例理事会 総会実行委員会 神戸ユネスコ協会総会 WHG会 (社)日本ユネスコ協会連盟総会	神戸市産業振興センター 神戸市産業振興センター 六甲国際ゴルフ倶楽部
6月: 13日	定例理事会 阪神間ユネスコ協会連絡会	
7月: 11日 18日 19~20日	定例理事会 阪神間ユネスコ協会協議会 平和の鳥 de 募金 KOBE LOVE PORT みなとまつり	メリケンパーク
8月: 1~4日 15日 22~23日	第41回ユネスコ子どもキャンプ 平和の鐘を鳴らそう運動 定例理事会・納涼会 近畿ブロック研究会	湊川公園
9月: 16日 19日	定例理事会 WHG会 第19回評議員会	六甲国際ゴルフ倶楽部
10月:	定例理事会	
11月: 7~8日 18日 21~23日	書き損じハガキ回収キャンペーン ユネスコ運動全国大会 in 横浜 阪神間ユネスコ協会連絡会 世界遺産バスツアー 定例理事会 WHG会 ユースセミナー	六甲国際ゴルフ倶楽部
12月:	定例理事会・忘年会	
2010年 1月: 16日	第20回評議員会 阪神間ユネスコ協会連絡会 定例理事会 WHG会	
2月:	定例理事会	
3月:	阪神間ユネスコ協会連絡会 定例理事会	

貸借対照表
(平成22年3月31日現在)

資 産		負 債 資 本	
現 金 預 金	3,827,123	預 り 金	669,585
現 金	8,868	未 払 金	106,100
大阪貯金事務センター	283,470		
ゆうちょ銀行	1,118,472		
一寸法師基金	2,416,313		
前 払 金	7,680		
		資 本	
		当 期 利 益	231,047
		繰 越 利 益	2,828,071
合 計	3,834,803		3,834,803

損益計算書
(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

摘 要		金 額	
年 寄 事 務 広	会 費 収 入		753,700
付 業 費 告	収 入		340,887
	費 収 入		34,000
	費		0
〈 収 入 合 計 〉			1,128,587
負 債 寄 事 務 広	担 助 成	金	151,890
接 待 務 品	付 報 交 際 品	金	130,830
領 布 費	購 入	金	400,000
旅 費	交 信 通	費	10,000
支 払 手 会	数	費	20,000
総		費	8,924
		費	12,875
		費	2,060
		料	82,008
		費	14,890
		費	65,000
〈 一 般 管 理 費 合 計 〉			898,477
利	益		230,110
受 取 利 息			937
〈 当 期 利 益 〉			231,047

上記の通り報告いたします。

平成 22 年 5 月 13 日

会計 李 政 茂 (李)

平成21年度の収支報告書を調査したところ、適正であることを認めます。

平成 22 年 5 月 13 日

監査 高 沢 益 生 (高)

神戸ユネスコ協会 2010年度事業計画
(2010年4月1日 ~ 2011年3月31日)

本年度テーマ 「小さな奉仕から世界に！」

日時		内容	場所・主催
2010年4月	10日	定例理事会	六甲国際ゴルフ倶楽部
5月	8日	総会準備委員会	
	8日	定例理事会	
	15~21日	カンボジア視察・井戸寄贈	
	26日	WHG会	
		第21回日本ユネスコ評議員会	
	29日	総会準備委員会	
6月	5日	2010年度神戸ユネスコ協会総会	
		定例理事会	
		日本ユネスコ通常総会	
7月		定例理事会	ジャパンメモリアルゴルフクラブ
	7日	WHG会	
		阪神間ユネスコ連絡協議会	
		近畿ブロックユネスコ活動研究会	
		みなとまつり	
8月		定例理事会	六甲国際ゴルフ倶楽部
		平和の鐘を鳴らそう運動会	
		納涼会	
9月		定例理事会	
	29日	WHG会	
		ユネスコ全国大会 in 奈良	
		第22回日本ユネスコ評議員会	
10月		定例理事会	
11月		定例理事会	
	17日	WHG会	
		世界遺産バスツアー	
		阪神間ユネスコ連絡評議会	
		書き損じハガキキャンペーン開始	
12月		定例理事会・忘年会	
2011年1月		定例理事会	
		新年会	
		WHG会遠征	
		第23回日本ユネスコ評議員会	
2月		定例理事会	
3月		定例理事会	
		阪神間ユネスコ協会連絡会	

平成22年度 予算(案)

収入の部		▲は減(単位:円)		
科目	摘要	本年度予算額	前年度予算額	差引増減
会費	平成22年度会費	700,000	790,000	▲90,000
広告費	広告収入	100,000	70,000	30,000
雑収入	CD売上	200,000	0	200,000
合計		1,000,000	860,000	140,000

支出の部		本年度予算額	前年度予算額	差引増減
科目	摘要			
負担金	日本ユネスコ協会会費・機関紙代金 全国大会参加費 近畿ブロック研究会参加費 兵庫県ユネスコ協会参加費 阪神間ユネスコ協会参加費	210,000	210,000	0
催事助成金	みなとまつりイベント 平和の鐘を鳴らそうイベント 世界遺産バスツアーイベント	200,000	230,000	▲30,000
会議費	顧問会議費 その他会議費	20,000	30,000	▲10,000
事務用品費	プリンタ用紙、封筒 写真印刷用紙等 請求書、領収書綴り他文房具等	20,000	40,000	▲20,000
通信費	電話料金 切手等郵送費	80,000	50,000	30,000
接待交際費	祝儀 慶弔費含む	30,000	60,000	▲30,000
広報費	神戸新聞広報費 神戸ユネスコニュース制作費	120,000	70,000	50,000
頒布品費	新役員名刺、感謝状用紙など ユネスコTシャツ40枚、CD制作費など 日ユ発行のチラシなど	240,000	50,000	190,000
手数料	振込手数料	15,000	15,000	0
総会費	会場費	65,000	105,000	▲40,000
合計		1,000,000	860,000	140,000

※平成22年度予算執行にあたって事業支出合計金額内での科目間流用は認めることとする。

2009 年度神戸ユネスコ協会組織図

会 長
加藤 義雄

監 査
近畿税理士会相談役
高須 益生

顧 問
原 吉三 (兵庫県議会議員)
守屋 隆司 (神戸市議会議員)
浅黄 班 (作 家)
今谷 順重 (神戸大学大学院教授)
古谷 充 (ジャズサクソ奏者)
古谷 光広 (ジャズサクソ奏者)

事 務 局
他協会担当
瓜生 義男
会 計
李 政茂
事務局長
加藤 憲一郎

副会長
脇水 均
大木 正一
保科 勝久
徳田 一彦
瓜生 義男
金武 孝司
五十子 修
奥村 繁夫
山口 正記

文化・国際交流委員会
委員長 徳田 一彦
副 高 龍秀
副 布施 典子
副 芝池 正治
副 出原 克己

広報委員会
委員長 中谷 吉宏
副 高見 悠野

会員委員会
委員長 高 龍秀
副 奥村 繁夫
副 山口 正記

イベント委員会
委員長 井口 晶夫
副 李 政茂
副 高 龍秀

募金・書損じ葉書委員会
委員長 妹尾 欣二
副 布施 典子
副 加藤 憲一郎

理事：
高 龍秀／加藤 憲一郎／徳田 一彦／布施 典子／李 政茂／井口 晶夫／
五十子 修／中谷 吉宏／高見 悠野／妹尾 欣二／関 昭一／芝池 正治／
出原 克己／山口 正記／奥村 繁夫／

賛助会員
株式会社 石
代表取締役 西村 新一郎
田中会計事務所
田中 寿夫

法人会員
株式会社阪神コーポレーション
代表取締役 上野 実
オリバーソールズ株式会社
代表取締役 道満 雅彦

※順不同

神戸ユネスコ協会 会則

第1章(設置)

第1条

本会は神戸ユネスコ協会という。

第2条

本会は社団法人日本ユネスコ協会連盟(以下日ユ協連という)の構成会員として所属する。

第3条

この組織の事務所は主たる活動の範囲が神戸市内を行政区域とする所に置く。所在地は別に規定する。

第4条

この組織は、理事会の議決を経て、必要の地に支所を置くことができる。

第5条

この組織は、理事会の議決を経て、事務局を置くことができる。

第2章(目的および責務)

第6条

本会はユネスコ憲章の精神に則り、協会員を主たる行為者とするユネスコ活動を展開することを目的とする。

第7条<責務>

この組織は、前条目的を達するため以下の責務を負う。

- 1) 神戸ユネスコ協会の連絡提携と組織の拡充
- 2) 神戸ユネスコ協会の意向を日ユ協連の事業計画作成および執行に反映させる。
- 3) 日ユ協連事業計画のうち、委託された事業の執行。
- 4) 日ユ協連の構成団体会員に所属する他ユネスコ協会間の連絡調整。
- 5) 日ユ協連との連絡。
- 6) 構成団体会員基準による会費納入と、事業報告書、決算報告書、会員異動名簿、役員名簿の提出。

第3章(会員)

第8条<会員の種類>

この組織の正会員は、以下の2種とする。また準会員を以下の1種とする。

(正会員)

個人会員 本会の主旨に賛同し神戸市内を中心とするユネスコ活動を行う個人。

学生会員 本会の主旨に賛同し神戸市内を中心とするユネスコ活動を行う個人のうち学生。

法人会員 地域的または物理的にユネスコ活動は出来ないが、本会の主旨に賛同する法人のうち、当会が会員としての承認を行い定期的に会費を納めるもの。

賛助会員 地域的または物理的にユネスコ活動は出来ないが、本会の主旨に賛同する個人のうち、当会が会員としての承認を行い定期的に会費を納めるもの。

(準会員)

活動支援会員 神戸市内での当会ユネスコ活動に、短期的に技術的・金銭的に貢献し得る個人又は団体を一般会員に準ずるものとし、左記の名称の会員とし、別途規程を設ける。

第9条

前条で挙げた正会員は当組織の目的に反しない限り等しく権利を有する。

第10条

正会員は別に定める規定により会費を負担するものとする。

第11条

正会員は当組織の総会に関し、必ず意思表示を行い、総会の決議に従う義務がある。

第12条

会員が退会しようとする時は、会長に届け出なければならない。

第13条

会員が定められた義務を果たさない時、またはこの組織の体面を汚す行為があったときは、理事会の議決によって除名する。

第14条

12ヶ月以上会費の払込をしない会員、または連絡手段を表明しない会員は、会議に出席し発言表決する資格を失う。

第4章(活動)

第15条<活動内容>

この組織は目的を達成するために、関係諸機関および団体と協力して、次の活動を行う。

- 1) 神戸ユネスコ協会内の組織より要請のあった事業承認および支援。
- 2) 日ユ協連事業計画のうち、委託された事業の執行。
- 3) ユネスコ活動推進のために行う研修会等の実施。
- 4) 神戸でのユネスコ活動を広く紹介するための情報発信。
- 5) 会員相互間の親睦をはかる事項。
- 6) その他、当協会の目的達成に必要な事項。

第16条

神戸市内に活動拠点を持つユネスコ活動を行う青年グループ組織において、その活動が当協会のユネスコ活動に貢献し意義を持つと判断した場合、その活動に対し後援・協力する事が出来る。(但し「構成団体会員の組織に関する申し合わせ」の内容を満足する組織に限る)

第5章(役員)

第17条

この組織に以下の役員を置く

- 1) 会長(1名)、理事長(1名)、副理事長(1名)、事務局長(1名)、副会長、理事、各種専門委員。
- 2) 組織の代表権は会長または理事長が持つ。代表権は理事会の決定後、総会の承認事項とする。
- 3) 会長、理事長、副理事長、事務局長、その他理事は理事会を組織して業務を審議、執行する。
- 4) 理事会は必要に応じ、特別専門委員会、特別執行委員を置く事が出来る。
- 5) その他必要に応じ、会長指名執行委員、専門委員会座長を置く事が出来る。

第18条

会長は会員構成員の中より立候補を行い、3名以上の理事より推薦を受けた者とする。立候補者が複数となる場合は特別理事会を開き、表決資格を持つすべての会員より選出される。

第19条

理事長は理事の中より立候補を行い、3名以上の理事より推薦を受けた者とする。立候補者が複数となる場合は理事表決資格者より選出される。

第20条

事務局長は会長・理事長より指名され、理事会にて承認される。

第21条

副会長、副理事長以下の役員は会長・理事長より指名され、理事会にて承認される。

第22条

会長が欠けた場合、直ちに新会長の選出を行わなければならない。新会長が指名されるまでの間、理事長がこれに代わる。

第23条<役員の仕事>

各役員の仕事は以下のとおりである。

- 1) 会長 本組織を代表し、会務を統括する。
- 2) 理事長 理事会を代表し、会務を統括する。会長事故あるときはこれに代わる。
- 3) 副理事長 理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれに代わる。
- 4) 副会長 本組織を代表して、本会の社会的地位と認知の向上を目的として活動する。
- 5) 事務局長 本組織内に事務局を編成し、事務全般を統括する。特に会計、広報担当は以下の業務とする。

- 6) 会計担当 毎年の決算報告書の作成、経理報告と資産管理を行う。
- 7) 広報担当 事業報告書、会員異動名簿、役員名簿などの報告書の作成するための調整を行う。(対外的に事業報告を行う場合の広報手段も当委員が担当となる)
- 8) 理事 当協会での決定事項に関わる会務を担当し、意見の集約を行い、連絡調整などを担当する。また各事業の遂行、監督を行う。
- 9) 専門委員 当協会での専門活動を担当し、意見の集約を行い、連絡調整などを担当する。

第24条<役員任期>

役員任期は、就任後2年目の通常総会が終了する日までとし、再任を妨げない。

補欠役員任期は前任者の残存任期とする。

役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第25条

役員は、有給とする事が出来る

第6章(外部役員)

第26条<顧問・監事>

- 1) 当組織に顧問、監事をおくことができる。
- 2) 顧問はユネスコ活動の有識者に対し、総会の承認をもとに会長が委嘱する。
- 3) 監事はこの組織の会計を監査する。

第7章(会議)

第27条

本組織の会議は総会、理事会、各担当委員会、専門委員会、電子情報会議とする。

第28条<総会>

- 1) 総会は本組織の最高議決機関である。
- 2) 総会は通常総会・臨時総会の2種とする。
- 3) 通常総会は、毎年5月または6月にこれを開く。但し、特別の事由のある場合は、開催日は7月以降とすることが出来る。会長が招集し、本会において議長団を選任する。(選任までは会長が議長となる) 活動方針、事業計画、決算および予算報告、その他重要事項を審議する。
- 4) 臨時総会は会長が必要を認めた時、または会員5分の1以上から会議の目的たる事項を示して要求があった時、これを開く。
- 5) 総会は会員総数の過半数の意志確認が出来る状態(出席・委任状)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の時は、議長の決する所による
- 6) 総会の招集は会長が1ヶ月前に文章をもって通知し、会員は10日前までに総会の出欠報告(欠席の場合は委任状)を送らなければならない。

第29条<理事会>

- 1) 理事会は、本組織の円滑な運営を図るために開かれる議決機関である。
- 2) 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。
- 3) 理事会は通常理事会・特別理事会の2種とする。
- 4) 理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- 5) 特別理事会は、会長が任期満了を除いて、会長が欠けたときに招集される会を指す。会長が欠けたときより60日以内に新会長の選出を行う。

第30条<担当委員会、専門委員会>

- 1) 各担当委員会、専門委員会は各担当委員・座長が必要に応じて招集する。
- 2) 各担当委員・座長が必要は会議の内容を理事会または担当理事に報告しなければならない。

第31条<電子情報会議>

- 1) 当組織は電子情報会議を会議手段として認知する。ただし以下条件を満たす場合に限る。

- ・役員または専門委員座長が含まれている事。
 - ・会議への参加者が明確で、会議手段を持たない非参加者が会議の決定事項に対して不利益を被らない事。
 - ・議事録を後日、速やかに会長に報告出来る事。
- 2) 総会および理事会での審議事項は電子情報会議を会議手段として認めない。

第32条

すべての会議の議決は、出席者(電子情報会議は参加者)の過半数をもって決まる。可否数が同数であるときは、議長が決めるところによる。

第8章(会計)

第33条

この組織の資産項目は次の通りである。

- 1) 基本財産 企業で言う「資本金」を指す。
- 2) 一般資産 この組織の各年毎の収入により得た財産ならびに物品、また繰越された一般資産もここにあたる。
- 3) 活動支援基金 一般財産の中で機動的にユネスコ活動を支援するために、臨時収入、特別な寄付金などを基金として管理・運用するもの。

第34条

活動支援基金に関しては別途規程を定める。

第35条

- 1) この組織の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 2) この組織の予算は毎会計年度開始前、理事会の議決を経て実施し、次の総会の承認を受けなければならない。
- 3) この組織の決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に、保有資産内容(財産目録でも可)及び事業報告書とともに、監事の意見をつけて総会に報告し、その承認を受けなければならない。但し、総会の開始日を延期した場合には、その延期した総会に報告し、その承認を受けるものとする。
- 4) この組織の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

A) 年会費額は以下の通り設定する。

会長・理事長 :60,000円

副会長・副理事長 :30,000円

(特例として平成20年4月1日時点で、当協会に10年以上在籍の者は12,000円にする)

理事 :12,000円

個人会員 :6,000円(学生会員は3,000円)

賛助会員 :1口 10,000円以上

法人会員 :1口 10,000円で3口以上

規約及び年会費を平成20年4月1日より改正する。

第9章(その他)

第36条

この組織は、退会したもの、また第13条における一度資格を失った会員の復帰に関しては別途細則を設け、ユネスコ活動再開の道を確保することができる。

第37条

この規程の改正は、総会において、会員総数の半数以上の承認を得なければならない。

第38条

この規程の施行に関する細則は理事会の議を経て別に定める。

第39条

本会の規程は、平成20年4月1日より施行し、同日より適用する。



神戸ユネスコ協会

神戸ユネスコ協会プロフィール

【事務所】〒650-0017 神戸市中央区楠町1丁目8-29 神戸ユネスコ協会中央支部

TEL&FAX 078-362-5016

【WEBサイト】 <http://www.unesco.or.jp/kobe/>